

高圧ガス保安法の適用を受ける工業用バルク貯槽の検査について

高圧ガス保安法の適用を受ける工業用バルク貯槽については、高圧ガス保安法に従った対応が必要です。

また、民生用バルク貯槽は、液化石油ガス法によりバルク貯槽告示検査（20年検査）が義務付けられております。

高圧ガス保安法の適用を受ける工業用バルク貯槽の場合は、バルク貯槽告示検査（20年検査）の対象ではありませんが、民生用バルク貯槽に準拠した検査を実施されることを推奨いたします。

ご参考

液化石油ガス法第16条第2項

「液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない」

液化石油ガス法施行規則第16条第22号

「バルク貯槽は、告示で定めるところにより検査を行うこと」

バルク告示第1条第1項、第2項

バルク貯槽本体、安全弁以外の附属機器の定期検査

経過年数20年以下：20年

経過年数20年超え：5年